



おくやみ

パンフレット

- ・身近な方を亡くされた時の主な手続きをまとめました
- ・亡くなられた方と手続きをなさる方の続柄等により、必要書類が異なる場合があります
- ・期限が定められている手続きもあります
- ・詳細は、各受付窓口にお問い合わせください



秩父市役所（代表）  
0494-22-2211

# 本庁舎での手続き

◎本人確認書類は、以下を参考にしてください

- ・写真付きのもの1点 → 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障がい者手帳など
- ・写真付きのものがない場合、右記から2点 → 介護保険被保険者証、資格確認書、年金手帳など

◎死亡記載のある戸（除）籍謄（抄）本が発行可能になるのは、届書をお預かりしてから通常1週間程かかります

※原則として、届出日から土・日・祝日・休日・年末年始（12/29～1/3）を除く6日目以降から発行可能です

※他市町村に死亡届を提出した場合は、秩父市に届書が送付されてから上記期間を除いた6日目以降から発行可能です

亡くなった方の確認		チェック	手続き内容	必要なもの	受付窓口 ※1
住民関係	印鑑登録をしている	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	印鑑登録証の返納（任意）	印鑑登録証	本庁舎1階 市民課 ① ※2
	マイナンバーカードを持っている	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	マイナンバーカードの返納（不必要な場合）	マイナンバーカード	
	有効期間中のパスポートがある	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	パスポートの返納（任意）	パスポート 死亡の事実を確認できる書類 届出人の本人確認書類	
保険	後期高齢者医療保険に加入している	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	葬祭費支給申請 資格確認書等の返還	資格確認書・マイナンバーカード（いずれか1つ） 会葬礼状（または領収書） 喪主の方の口座情報が分かるもの 届出人の本人確認書類	本庁舎1階 保険年金課 ②
	国民健康保険に加入している または国民健康保険に加入者のいる世帯の世帯主である	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	資格喪失届 葬祭費支給申請 資格確認書等の返還 世帯主の変更	資格確認書・資格情報のお知らせ（いずれか1つ） 会葬礼状（または領収書） 喪主の方の口座情報が分かるもの 届出人の本人確認書類	
年金	国民年金もしくは厚生年金を受給している（生計同一の親族あり）	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	未支給年金の請求	※3	本庁舎1階 保育こども課 ④
	国民年金に加入している	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	遺族基礎年金の請求 寡婦年金の請求 死亡一時金の請求	※3	
こども	児童手当の受給者または支給対象児童である	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	児童手当の消滅 未支払い手当請求 新受給者認定請求	新受給者の保険資格情報が分かるもの 新受給者および児童の口座情報が分かるもの 新受給者のマイナンバーを確認できる書類 届出人の本人確認書類	本庁舎1階 保育こども課 ④  ※各総合支所においてお手続きを希望する場合は、事前に保育こども課にご相談ください。
	こども医療費の受給資格者である	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	こども医療費受給資格証の返還 新受給資格者の申請	こども医療費受給資格証 対象のこどもの保険資格情報が分かるもの 新受給資格者の口座情報が分かるもの	
	こども医療費の対象のこどもである	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	こども医療費受給資格証の返還	こども医療費受給資格証	
	児童扶養手当の受給者である	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	児童扶養手当の消滅 未支払手当請求	支給対象児童の口座情報が分かるもの 児童扶養手当証書（全部停止者を除く）	
	児童扶養手当の支給対象児童である	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	児童扶養手当の消滅 または、額改定（減額）	児童扶養手当証書（全部停止者を除く）	
	児童扶養手当受給者と同居している	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	※3		
	ひとり親家庭等医療費の対象者である	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費の消滅	ひとり親家庭等医療費受給者証の返還 (支給停止者を除く) 未申請の医療費の領収書の請求について はご相談ください	
	20歳未満のこどもを監護していて、ひとり親家庭となった方	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	※3（児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費が該当になる場合があります）		
介護保険	保育所等に入所している児童の家族または世帯員である	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	世帯構成の変更等	※3	本庁舎1階 高齢者介護課 ⑦
	65歳以上である または、40歳～64歳までで要介護認定を受けている	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	介護保険被保険者証等の返納	介護保険被保険者証 介護保険負担割合証（お持ちの方のみ） 介護保険負担限度額認定証（お持ちの方のみ）	
	要介護認定の申請中である	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	申請の取り下げ等	資格者証 届出人の本人確認書類	
	緊急通報システムを利用している	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	緊急通報装置の撤去の手続き	届出人の本人確認書類	
在宅要介護高齢者手当を受給している	在宅要介護高齢者手当を受給している	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	振込口座の変更	相続人の口座情報が分かるもの 相続人の本人確認書類	本庁舎1階 高齢者介護課 ⑦

該当するときチェック

手続きが済んだらチェック

# チェックリスト

	亡くなった方の確認	チェック	手続き内容	必要なもの	受付窓口 ※1
障がい	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	手帳の返還	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳	本庁舎1階 障がい者福祉課 ⑧
	特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過的措置）、特別児童扶養手当、在宅重度心身障害者手当を受給している	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	資格喪失届の提出	印鑑 相続人名義の通帳	
	重度医療費を受給している	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	資格喪失届の提出	重度心身障害者医療費受給者証 相続人の口座情報が分かるもの	
	心身障害者扶養共済に加入している	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	[加入者死亡の場合] 年金給付請求 [障がい者死亡の場合] 弔慰金給付請求 [年金受給者死亡の場合] 死亡届	死亡診断書等 住民票等 加入者または年金管理者等の口座情報が分かるもの	
	在宅酸素療法装置利用給付金を受給している	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	現況届の提出	相続人名義の通帳	
	福祉タクシー利用券を利用して	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	利用券の返還	福祉タクシー利用券	
税金	固定資産税が課税されている	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	相続人代表者の届出	相続人代表者指定届	本庁舎1階 資産税課 ⑩
	共有名義の固定資産を所有しており、共有代表をしている	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	共有資産代表者の変更	共有物件に係る納税義務者代表変更届	
	未登記家屋を所有している	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	未登記家屋の名義変更	※3	
	軽自動車を所有している 【原付自転車・小型特殊自動車・ミニカー】	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	軽自動車の名義変更・廃車 ※126cc以上のバイク及び四輪の軽自動車の名義変更及び廃車につきましては、軽自動車検査協会等の取扱窓口へお問い合わせください	相続人の本人確認書類 前名義人の標識交付証明書 市からの通知「軽自動車税の登録変更について」 [廃車手続の場合] 標識（ナンバープレート） ※手続が困難な場合は、相続人代表者指定届をご提出ください	本庁舎1階 市民税課 ⑪
	市県民税が課税されている	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	相続人代表者の指定	相続人代表者指定届	
	市税を口座振替で納税している	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	口座振替の変更または廃止	[変更の場合] 口座情報が分かるもの 金融機関の届出印	
集落排水	農業集落排水を使用している	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	契約者の変更 使用人数の変更 口座振替依頼書の提出 [使用しなくなる場合] 使用休・廃止届の提出	金融機関の届出印 口座情報が分かるもの	
浄化槽	市が設置した合併処理浄化槽の使用者登録をしている	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	使用者の変更 口座振替依頼書 [使用しなくなる場合] 使用休・廃止許可願の提出	歴文館1階 下水道課	
	単独浄化槽または個人で設置した合併処理浄化槽を所有している	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	浄化槽管理者の変更 [使用しなくなる場合] 使用休・廃止届の提出		
住宅	市営住宅に入居している	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	[単身世帯の場合] 退去届の提出 [複数世帯で契約者死亡の場合] 入居承継届の提出 [複数世帯で契約者以外死亡の場合] 世帯異動届の提出	※3	歴文館5階 建築住宅課
その他	犬の飼い主である	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	所有者の変更		歴文館1階 生活衛生課
	文化財を所有している	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	所有者の変更		歴文館2階 文化財保護課 ※各総合支所ではお手続きできません。

ご案内のみ

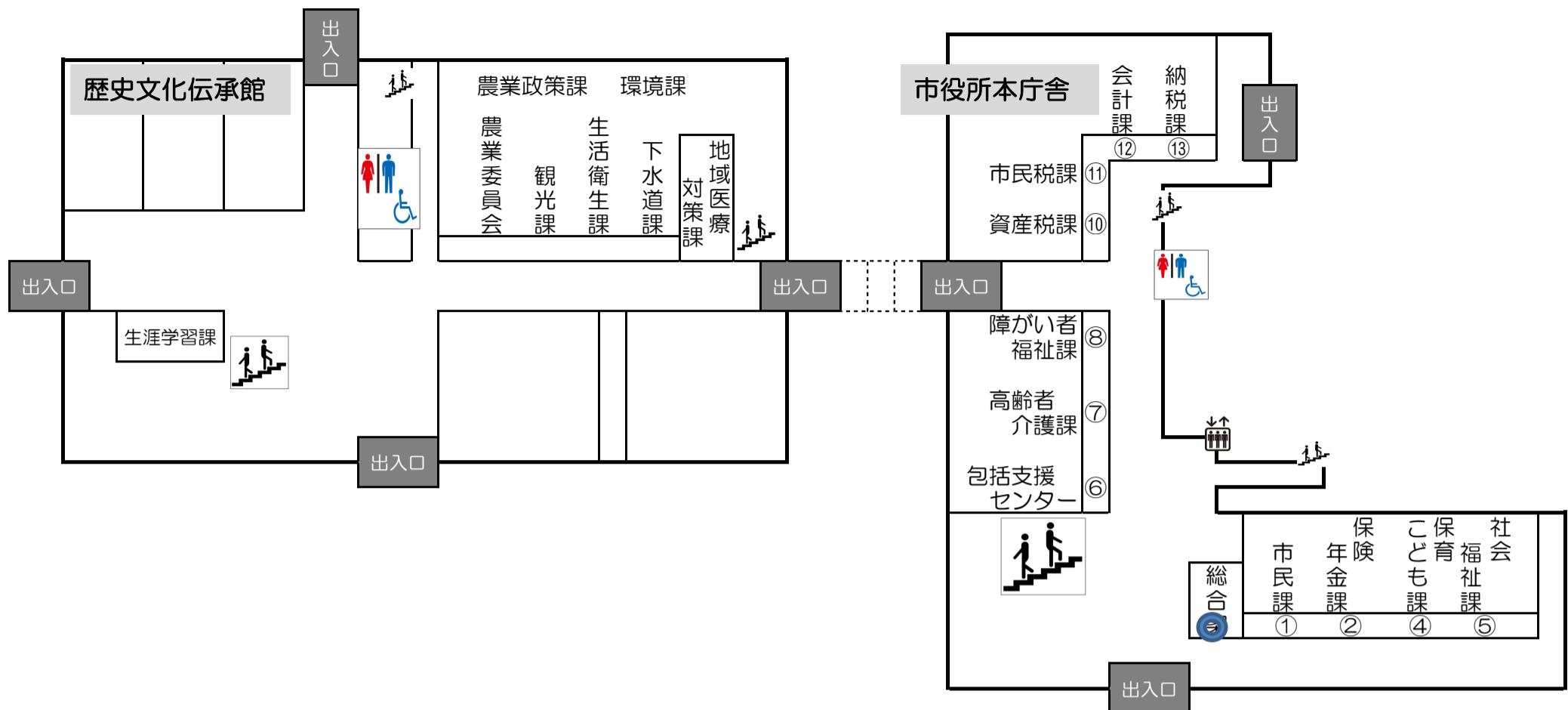
農地	農地（田・畠）を所有している	農地法第3条の3第1項の規定による届出	後日、農地の相続登記が完了した後に、ご提出ください。	歴文館1階 農業委員会事務局
山林	山林を所有している	所有者届出書の提出	届出の原因を証明する書面（登記事項証明書等） 当該土地の位置を示す地図 ※後日、山林の相続登記が完了した後に、ご提出ください。	歴文館4階 森づくり課

※1 ○数字は、フロア図（次ページ掲載）の窓口番号です

※2 パスポートの返納は、パスポートセンターが受付窓口になります。本庁舎1階市民課内に秩父地域パスポートセンターの窓口がありますので、そちらをご利用ください。各総合支所では受け付けしておりません。

※3 状況によって手続き内容や必要なものが異なります。詳しくは各担当課へお問い合わせください（電話番号は次ページ掲載）

## 1階フロア図



### お問い合わせ先

市民課 ①	22-5348
保険年金課 ②	25-5201
保育こども課 ④	25-5206
高齢者介護課 ⑦	25-5205
障がい者福祉課 ⑧	27-7331
資産税課 ⑩	25-6076
市民税課 ⑪	22-2209
納税課 ⑬	22-2210
下水道課	25-5218
生活衛生課	25-5202
森づくり課	22-2369
農業委員会事務局	25-5231
文化財保護課	22-2481
建築住宅課	26-6869

### 本庁舎・歴史文化伝承館以外のお問い合わせ先

- \* 各総合支所において、本パンフレット掲載のお手続きが可能ですが、取り扱いのない手続きもありますので、詳しくはお問い合わせください。
  - 吉田総合支所 秩父市下吉田6585番地2  
0494-77-1111
  - 大滝総合支所 秩父市大滝4058番地  
0494-55-0101
  - 荒川総合支所 秩父市荒川上田野1734番地6  
0494-54-2111
- \* 水道事業は、秩父広域市町村圏組合水道局での取り扱いです。詳しくは、お問い合わせください。  
秩父広域市町村圏組合水道局 秩父市別所538番地  
0494-25-5221
- \* 不動産の相続については、不動産を管轄する法務局での取り扱いです。所有権移転登記の申請書様式は、法務局のホームページに掲載しています。登記手続案内は予約制。詳しくは、お問い合わせください。  
さいたま地方法務局 秩父支局 秩父市桜木町12番28号  
0494-22-0827

メモ